

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第4補給処調達部長
藤本 芳信

契約条項の一部改正について

- 1 「代金の確定に関する特約条項（支払限度）」第10条の2
- 2 「代金の確定に関する特約条項（中途見直し条項付支払限度）」第12条の2
- 3 「代金の確定に関する特約条項（概算）」第10条の2
- 4 「代金の確定に関する特約条項（中途見直し条項付概算）」第12条の2
- 5 「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」第8条の2
- 6 「超過利益の返納に関する特約条項」第10条の2

上記特約条項の該当条項を次のとおり改めました。

旧	新
甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号） <u>第42条</u> に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。	甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号） <u>第36条</u> に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。